

告示第29号

東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について

東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、公募型プロポーザル方式により受注者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年4月3日

東秩父村長 足 立 理



1 業務の概要

(1) 業務名称

東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託

(2) 業務内容

東秩父村新庁舎建設設計・監理業務のほか、詳細については、東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託特記仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から 令和10年3月31日までとする。

(4) 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべてを満たしている単体企業とする。

ア 法人格を有していること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

エ 建築士法第10条第1項の規定に該当しないものであること。

オ 東秩父村建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年告示第74

- 号)の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。同様に、国、県及び他の地方公共団体の入札指名停止措置を受けていないこと。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- キ 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ク 市町村民税、都道府県税、法人税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。

2 審査基準

（1）参加表明書による審査（一次審査）基準

- ① 事務所の評価
技術職員数、有資格者数、同種・類似業務の実績を評価する。
- ② 配置技術者の資格
専門分野の技術者資格を評価する。
- ③ 配置技術者の技術力
同種・類似業務の実績、経験年数を評価する。

（2）技術提案書等による審査（二次審査）基準

- ① 業務実施方針及び手法
業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合について優位に評価する。業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等（評価テーマに対する内容を除く。）について設計工程計画を踏まえ、総合的に評価する。
- ② 評価テーマに対する技術提案
技術提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
- ③ 業務参考見積額
あらかじめ提出を求めた見積金額に応じて評価する。

3 手続き等

(1) 担当課

東秩父村 総務課

〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地

TEL : 0493-82-1221 (代表)

FAX : 0493-82-1562

Email : soumu@vill.higashichichibu.saitama.jp

(2) プロポーザル実施要領等の配布期間、配布方法

①配布期間

令和5年4月3日(月)から令和5年4月14日(金)まで

②配布方法

実施要領等は、東秩父村ホームページからダウンロードにより配布する。

(3) 参加表明書等の受付期間、提出場所及び提出方法

①提出期間

令和5年4月3日(月)から令和5年4月14日(金)まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

②提出場所

上記(1)担当課に同じ。

③提出方法

持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る ※提出期間内必着)

(4) 技術提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

①提出期間

技術提案書等の提出を要請した日から令和5年6月2日(金)まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

②提出場所

上記(1)担当課に同じ。

③提出方法

持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る ※提出期間内必着)

4 その他

(1) 二次審査は、技術提案書等による審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(2) 詳細は、「東秩父村新庁舎建設設計・監理業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」による。